

## 令和元年度 第2回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和元年5月10日(金) 午後2時30分から午後3時30分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員
9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員
12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員
15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員
18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員	

### 農地利用最適化推進委員

涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員	西谷昭良 委員
小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員	影山卓司 委員

4 欠席委員 (1人)

推進委員 高見美幸 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議案第13号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局長 只今より、令和元年度第2回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山

協会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

## ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、私が指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 14番 金信委員、15番 福井委員をお願いいたします。

## ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席の連絡が入っております。葬儀のために高見推進委員が欠席でございます。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 それでは、(4) 連絡報告事項の中で、4月の農家相談会。山本委員、小谷委員ですが、私から説明します。〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方が農家相談に来られまして、所有する農地について借り手を探しているとのことでしたが、この方がその後に急死されまして、亡くなっておられますので、その後はどうもしょうがございません。そういうことで、この件につきましては、相談に来られた方がおられないということで、無しということで持っていくと思っております。以上です。次、お願いします。

事務局 そういたしますと、令和元年度第2回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 只今、報告がございましたが、皆さんで何か聞いてみたいことはございますか。挙手をお願いします。ありませんか。

(なしの声)

## (5) 議 事

議 長 それでは、(5)、本日の議事について説明いたします。事務局。

事務局 本日の議事についてご説明させていただきます。

まず、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について。議案の2ページから3ページのとおり7件、合計12筆の所有権移転の申請でございます。いずれも許可要件を満たしているものと考えております。

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について。議案の5ページのとおり3件の申請がございます。第2種農地での植林が2件、農業用倉庫が1件でございます。農地区分・許可根拠につきましては記載のとおりでございます。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について。7ページから8ページのとおり5件の申請がございました。一般住宅が2件、宅地分譲が1件、埋蔵文化財発掘調査が1件、事務所が1件でございます。8ページの番号5でございますが、こちらは先月ご審議いただいた案件でございますが、変更がありました。県の指示で改めてお諮りするものです。

続きまして、議案第11号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。番号3は農振地域外、それ以外は農振除外地でございます。いずれも20年以上非農地状態が認められるものでございます。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について。15ページから58ページまで、利用権設定が128件ございました。

議案第13号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について。65ページのとおり1件の協議がまいております。詳細は後ほど説明させていただきます。

本日の議案は以上でございます。

#### 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので、承認とさせていただきます。

#### 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りいたします。皆様方の質疑を求める前に、本日午前9時30分より、当番委員であります河本委員、西谷昭良委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で調査に行っておりますので、代表して西谷推進委員より報告をお願いいたします。

西谷昭良推進委員 本日、4名で現地視察をいたしました。問題ないという結論でございます。

したので、報告申し上げます。

議 長 只今、報告がございましたとおり、なんら問題ないということでございますので、皆さんにお諮りいたします。賛成、異議なしということで挙手を求めます。それでは、異議のない方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで、異議なしということで承認とさせていただきます。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、この件につきましても現地の調査に行っておりますので、先ほど同様、西谷委員より報告をお願いいたします。

西谷昭良推進委員 同じく4名で現地を見てまいりました。問題なしという結論に達しましたので、報告申し上げます。

議 長 只今、説明がございましたとおり、問題なしということでございますので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認とさせていただきます。

議案第11号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第11号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。この件につきましても、先ほど同様に現地の調査に行っておりますので、西谷委員より報告をお願いいたします。

西谷昭良推進委員 同じく、まったく問題ございませんので報告申し上げます。

議 長 只今、議案第11号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について、現地の調査の結果、なんら問題ないということでございます。農業委員の皆様の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで、議案第11号につきましても承認といたします。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第12号 農用地利用集積計画の決定について皆さんにお

諮りいたしますが、その前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。15ページ番号1番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 なしということでございますので、藤井委員に代わります。

(議長 交代)

9番 それでは、3番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

9番 それでは、山脇委員が退席しましたので、15ページの番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 15ページ番号1番。〇〇の2筆1,985㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

9番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

9番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

9番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

9番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議長 それでは、続いて審議を行います。15ページ番号2番は2番 徳田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(徳田委員 退席)

議長 それでは、お願いします。

事務局 15ページ番号2番でございます。〇〇〇の2筆1,281㎡の賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 それでは、徳田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということで承認いたします。徳田委員の入場を求めます。

(徳田委員 入場・着席)

議長 徳田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。続きまして、16ページ番号3番から5番までは16番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷美智雄委員 退席)

議長 説明をお願いします。

事務局 16ページ番号3番。〇〇〇の2筆1,633㎡の賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。その他、番号4番、5番とあわせまして、合計6筆8,210㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 それでは、只今の案件につきましては、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので承認いたします。西谷委員の入場を求めます。

(西谷美智雄委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして、17ページ番号7番は17番 原田委員と影山推進委員に係る案件でございます。2名の方の退席を求めます。

(原田委員、影山推進委員 退席)

議 長 それでは、事務局。

事務局 17ページ番号7番。〇〇〇〇の2筆3,063㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございましたとおりでございます。農業委員の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので承認されました。入場を求めます。影山委員のみ入場してください。

(影山委員 入場・着席)

議 長 影山委員へ、只今の案件につきましては承認されました。報告いたします。続きまして、原田委員に係る案件を説明してください。

事務局 17ページ番号6番。〇〇〇〇の2筆1,797㎡の賃借権設定で、以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 それでは、只今の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認いたします。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。

続きまして、17ページ番号8番は12番 筏津委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(筏津委員 退席)

議 長 説明してください。

事務局 17ページ番号8番。〇〇の1筆1,798㎡の賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは、只今の案件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので承認いたしました。筏津委員の入場を求めます。

(筏津委員 入場・着席)

議 長 筏津委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告申し上げます。以上で該当する出席委員の案件について審議が終わりましたので、引き続きまして、その他の案件について審議を行います。事務局、説明してください。

事務局 15ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表で、田、畑、樹園地の合計面積は366,800㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては15ページから58ページ記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては59ページから63ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 全体につきましての説明がございました。皆さん方で何か質問等がございますでしょうか。はい、河本委員。

10番 10番 河本です。ちょっと気になったんですけど、水田等で、契約期間ですけれど、5月に開始するというような形で、水田を耕作するときはこれで間に合うんかいなという気がしたんですけど。契約の期間を繰り上げるような形で指導したほうがいいんじゃないかなと思いますけど。

議 長 私、今日更新したんですけども、初めて更新です。3年前に頼まれて、5月



に入ってから頼まれたもんですから、私の場合もこれは5月20日からとなっております。そういう場合に、更新の場合はどっちみち作るのは分かるところから。返す場合は前もって言いますから、もう、3月、2月頃には。だから5月でも別に問題ないと思うんです。そういう場合もあるんです。急遽頼まれた場合はこういう年月日になっちゃうんです。

更新もこのままいけばいいんです。変える必要はないんです。別に12月に変えることもないし。問題ないと思います。その他、ございませか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、議案第12号につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということで承認いたします。

議案第13号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議長 続きまして、議案第13号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について、説明してください。

事務局 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございます。65ページのとおり1件の協議が出ております。66ページをご覧ください。除外後の計画用途につきましては植林でございます。除外の理由は、協議地につきましては7年前に梨畑でございましたけれども、申請人の夫が亡くなられ梨の木を伐採したところ、〇〇の〇〇さんから牛の放牧地として使わせてほしいとの依頼がありました。昨年まで放牧地として賃貸しておりましたが、牛の放牧をやめるとの連絡がございまして、今後、維持管理することが、中山間の丘陵地に位置し道路も狭く交通は不便で傾斜地であることから、土地の有効利用を考え、クヌギの植林をするものでございます。協議地の概要につきましては2番のとおり6筆4,262㎡でございます。関係機関との調整状況につきましては67ページ記載のとおりでございます。市町村長の考え方は68ページでございます。法第13条第2項の検討ということで、除外5要件について記載しております。

65ページにお戻りください。只今の内容を農地区分及び許可基準に当てはめると、農地区分につきましては小集団の生産力の低い農地ということで第2種農地。許可基準につきましては周辺農地に影響なしということで許可可能と考えてしております。以上でございます。

議長 只今、説明がございました。皆さんで何かご質問等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員異議なしということで許可されましたので、この案件につきましては承認とさせていただきます。

以上で議事は終結といたします。

## (6) その他

議 長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。別冊―その他報告・連絡事項―をご覧いただきたいと思います。(1)。

事務局 2ページ、(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。①届出者は〇〇〇の〇〇〇。転用目的は農業用倉庫及び車庫でございます。以下記載のとおりでございます。

続きまして、(2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。3ページ①でございます。届出者は倉吉市長でございます。転用の目的は倉吉市の発注工事に伴う仮設道路用地として使用するものでございます。以下記載のとおり、ご覧ください。4ページ②でございます。こちらも倉吉市の発注工事に伴う仮設道路用地として使用するものでございます。以下記載のとおり、ご覧ください。5ページ③でございます。倉吉市の発注工事に伴う工事用資材の仮置場として使用するものでございます。以下記載のとおりでございますのでご覧ください。続きまして、6ページ④。こちらも倉吉市の発注工事に伴う仮設道路用地として使用するものでございます。以下記載のとおりでございますのでご覧ください。それと、今日、追加でお配りしております1枚ものの農地法第5条の規定による許可を必要としない届出⑤でございます。届出者は中部総合事務所長でございます。鳥取県の発注工事に伴う回し場として使用するものでございます。以下記載のとおりでございますのでご確認ください。

続きまして、(3)耕作届の受理についてでございます。7ページでございます。届出者は〇〇の〇〇〇さん。届出地は〇〇の1筆395.93㎡でございます。以前から畑地として利用していたものでございます。耕作届につきましては以上でございます。

(4)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。先程、農家相談のところで会長からご説明がありましたけども、8ページの①につきましては相談者がお亡くなりになられたということで、今回のあっせん委員の選任については無しということでございます。9ページ②でございます。相談者、〇〇〇さんから岡の2筆ですが、売買、賃貸借、または使用貸借のご相談がございましたので、あっせん委員の選任をよろしく願いいたします。

議 長 〇〇の委員さん。金信さん、1人でいいか。

9 番 ○○○の○○さんですけど大丈夫ですか。金信さん。

1 4 番 ちょっとこれから聞かないけんと思っと思った。どういう状態だか。

9 番 ○○○の○○さん、よう知っとるんですけど。

議 長 じゃあ、2人でペアで。金信委員は地元の農地がよくわかっておりますんで、依頼者は藤井さんがよう知っとるということで、2人でお願いしたいと思えます。

続きまして、(5)農地等あっせん活動の状況についての報告です。涌嶋委員、お願いいたします。

涌嶋推進委員 ①の○○さんの申請の件です。先日、本人さんに会いまして、申請地が○○さんの宅地に隣接した農地であります。お兄さんと使用貸借を結んでおられて5年が切れたということで、○○○の農家の方3名を当たって、作られませんかと声をかけたんですけども、水路の延長が長いということもありまして、3人とも断られました。それで、○○○○○○○○○○さんにも電話してお願いしたんですけど、時期を逸しているということで、なかなか見つからない関係上、お兄さん、○○○のちょうど私の家の隣でして、お兄さんをお願いして、耕耘だけでもしてもらえませんかということで、荒らさないように耕耘をするということで了解をいただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、②は山本委員、松本委員の件ですが。

4 番 松本です。この○○さんの畑、畑になっとなるのかな、○○の○○○○という家の前になる土地は、おまえ買ったげいやということで話が進んでおります。ただ、値段が安ないと買わんと。今、そこは荒れ地になっとなりまして、石もあるし、畑にも田んぼにもならんような状況の。○○の集落が水路をきれいに、昨年で完成したところで、そこはそういう話で一応ついたりします。それから、現在、○○○○という方が作っとなる○○の水田は、本人は買う気がないと。ただ作らせてもらっとなるだけで、他のもんが作ら返しますよという状況で、今、○○のへんを物色中ですが、なかなか難しいかなと。あとは、○○のほうは○○○○が作っとなるんですが、本人も買う気はないということで、おそらく○○でこの人が買わんかったら買う人はおらんという状況です。これからも売買と、向こうはとにかく売りたいというのが本音のところのようですので、家もって家も見に行きましたけれども、火事で焼けた跡でちっちゃな小屋みたいなもんがあるけど、とても使いものにならん状況で、家屋敷と言える状態ではないというのが現状です。以上です。

議 長 次の相談者、○○○○○さん。私と山本委員ですけど、山本委員、ちょっと、ざっと、大雑把なところで、今までの経過を。

18番 いやいや、ちょっとお願いします。

議長 これは本人に連絡を取って、4月7日に〇〇の、前、〇〇さんの水田を買った2人がおるんです。〇〇で若い人が。その人の1人に聞いたら、とてもあとの田んぼは買って作るような田んぼじゃないけ、よう買わんでって。借りても大儀いしって、こういうふうにさっと断られまして。で、山本委員から今度は別なところに住んでる、白ネギを作ってる県外から来とる人がおられまして、その人がまあ、とにかく、じゃあってことで話を進めとるところですが、その後の経過を山本委員からしてもらえば。

18番 山本です。〇〇さんのところはじゅるい田んぼっていうこともあって、そこはとにかく話にならんってことですよね。ここのあたりは、前に田んぼを〇〇さんって方に借りていただいたんですけど、同じ水路の関係の作業に1回出れば済むってことで、ここら辺りは日当たりも良いし、ちょっと借りてみようかなってというような気持ちもおありのようで、5月いっぱい返事をするということだったので、今、待っておる状態です。以上です。

議長 そういうことで、今のところ相手の返事を待っているという状態です。特に上の方は湿田地帯で、田んぼの底から水が湧きよるもんだけ、どがに作ってもできないということで、大変なとこなんです。そういうところで、これからまた他の人にもちょこちょこ当たってみたいと思います。  
続きまして④、徳田委員。

2番 徳田です。相談者の〇〇さんで、売買ということが出ておりましたけれども、この以前に、お母さんが亡くなる前に、私と〇〇さんがお母さんと契約を結んでおったです。その契約の年限があるわけでございますけれども、お母さんが亡くなられて、こっちのほうにはおらんし、売買でということをしてくれということだと思っんで、ちょっといろいろ、地区の農事組合の方ともご相談したら、購入させてもらうということで話が出来ました。ですけども、ちょうど4月でしたので作付けの時期にもう入っとるし、今年の農業が終わって一段落した段階で再度話をさせてもらいましょうかということで、別れております。一応、売買ということでは話を進めておるところでございます。

議長 続きまして、田倉委員、お願いします。

田倉推進委員 ⑤でございます。〇〇さんとおっしゃる方は若い方で、お父さん、お母さんが急に亡くなってしまって、その後の土地の田んぼの管理をしているだけけれども大変だということで、どうもご相談を出されたようです。この田んぼ自体は〇〇の〇〇〇〇さんが借りて作っとられた田んぼのようです。ただ、313が通るがために売買して残った田んぼが9畝程ということで、その段階でどうも〇〇〇〇さんとの契約はなくなってしまうている。返して欲しいということで返されたと聞いております。で、この田んぼ、現地を見てみましたら、排水

口はあるんですけど給水口がどうも見当たらない。周り中、三方をコンクリで固めてしまわれておりますので、なかなか田としては難しいんじゃないかなということでございます。管理につきましては〇〇〇〇さんがなんとか、田んぼができないんだったら畑でもということですけども、畑地も他にも土地がたくさんあって何にも構ってない状況なので、管理だけはなんとか続けていきますという返事をいただきました。以上です。

議 長 大変難しいような状況です。だいたい給水するのは県がちゃんと工事した時に要望して作ってもらわないけんが。水田だけな。それが無いっていうのがおかしい。続きまして⑥、鐵本委員です。11番。

11番 11番 鐵本です。〇〇さんをお願いしてまして、まだ回答が来てないので、近日中になんとか、〇〇さんの結論を待ってまた動こうと思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
続きまして、(6) その他の項に入ります。

事務局 お配りしております、視察研修(案)について、簡単にご説明をしたいと思います。県内研修ではなくて近県の研修視察、日帰りの研修ということで、空き家対策などの取組みということですが、会長に代わります。

議 長 実はこれ、東京の情報会議の立食パーティーの同じテーブルで島根県雲南市の農業委員会事務局の方がおられて、話をしとったら、女性の事務局の方なんですけれども、どういうことをしとられるのって言ったら、そこは空き家対策で、いわゆる農地付き空き家がけっこうあるんですって。倉吉でも。そういう所に対してどうされるんですかって言ったら、下限面積を関係なしに、そういう場合は認めると。空き家を買って入ってもらって、農地も所有してもらってちょうどいいということで、下限面積どうのこうの言っとったら誰も買い手がないと。空き家はそのまま潰れてしまおうし農地も荒廃農地になってくるってということで、下限面積なしでそういうことをやってるんですよと。それから、農業集落営農。結構あるみたいですね。小さいところはなかなか人出不足で運営ができなくなるといいうのもかなりあるようで、そういうのは合併して大きく、3つ4つが1つになって法人で組合を作ってやりますよということで、県外から結構皆さんが研修に来られますって言っておられたんで、じゃあ、倉吉も県内研修をするんだけれども、島根県の近くだったらいいかな、2時間ぐらいで行けるとこならということで話をさせていただいて、じゃあ倉吉で行かせてもらってもいいかなって、どうぞいつでも来てくださいということになりました。

事務局 昨日、雲南市農業委員会から、ご回答をいただきまして、雲南市の会長さんもお出席のうえ、受け入れを承諾いただきました。23日に10時頃から雲南

市で視察研修ということで計画しております。17時までには帰ってこれるような日程で考えております。

県外視察研修は、11月14日、15日と、愛媛県東温市の有限会社ジェイ・ウイングファームという法人で、大規模な先進的な法人組織の経営について研修をいたしたいと考えております。それから、直売所で、今治に日本最大級の直売所のテーマパークがあるそうですのでそちらと、松山市にイセキの松山製造所があります。トラクターの製造工程等の見学ができるようです。ギャラリー一見学等も含めまして朝の9時から、1時間40分の見学コースがありますので、こちらを仮予約させていただいております。

視察研修（案）については以上です。

議 長            その他の項は以上でございますが、皆さんで何かありますか。よろしいですか。はい、西谷委員。

16番            近県の視察研修ということで（案）ということですが、（案）ですけ、質問してみたいですけど、この日にちの8月23日はほぼ決定で。

議 長            はい。もう向こうと話をして、決定しております。

16番            ああ、決定ですか。梨も始まる時期だんなど。

議 長            それで、本格的になる前に行っちゃおうとかということで。これは、松江のほうの高速に乗って、三刀屋で降りたらすぐですので。2時間ちょっとぐらいで行くんじゃないかな。時期的なことも考えたんですよ。12月は寒なるし、11月は県外があるし。なら8月に、梨が本格化するまでに行っちゃおうかなと。

16番            7月がいい。

議 長            7月はスイカの方もちょっとおられるので。いろいろ気を使わないけんですわ。まあ、1日のことですが、なんとかということで。一応、向こうと話をさせていただいて、日にちを決めさせていただいたということです。他にございませんか。それでは、ないようですので、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後3時30分 閉 会 —